



2025年通算161勝 年間勝利数、過去最多を更新!

(中央・地方合わせて。12月12日時点)

本年もクラブ所属馬へのご声援ありがとうございました

元本割れするファンもございますことをご理解ください。会員規約<契約締結前(時)の交付書面>をよくお読みいただき十分ご理解の上、お申込みください。

#### ◆競走用馬ファンドのリスク・特徴について◆

●本商品投資契約の運用開始は、2歳1月1日となります。運用開始後は、当該出資馬が死亡もしくは競走能力喪失等により運用できなくなつた場合を含め、いかなる理由によつても会員は、支払方法（手取払い・分割払い）にかかわらず募集価格全額の競走馬出資金納入義務を免れることがあります。上記手取払い契約締結日（＝当該出資馬が死亡もしくは競走能力喪失等により運用できなくなる日）は、本商品投資契約が締結された日より6ヶ月以内に解除する場合においても、競走馬出資金は手取払い契約締結日より6ヶ月以内に引き戻すことがあり、また、出走馬による死亡もしくは競走馬による喪失等により運用できなくなる場合は、競走馬出資金は手取払い契約締結日より6ヶ月以内に解除する場合においても、競走馬出資金は手取払い契約締結日より6ヶ月以内に引き戻すことがあります。●競走用馬ファンドは、収入の保証がされているものではなく、また、会員が出資した元本の保証はありません。●本商品投資契約は、商法第535条に規定する競走用馬が獲得した賃金、競賞賞金の3%（その他では、賞品寄附金）に関する事務経費22,000円（税込）及び、競走馬の引退に際しては、サラブレッドオークションにて売却する場合に売却代金の1%相当額、競走馬、種子馬として寄附する場合に種牡馬貢賃契約を含む）には純利益が500万円を超える場合、累進計算により段階的に10%～40%）です。なお、賞金に附わる諸手当のうち特別出走手当及びその他の事故報酬等を除く場合は、競走馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、本商品投資契約に規定する競走馬出資金等に入金する仕組みとなります。●競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6（書面による解除）の適用を受けないため、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません（ただし、愛馬会法人がやむを得ないと認めた場合を除く）。●その他詳細につきましては、『会員規約競走用馬ファンドの契約にあたって（契約締結前(時)の交付書面）』を必ずお読みいただき、ご確認ください。

#### ◆ご出資について◆

◆入会金22,000円（税込）◆競走用馬出資金／4.5～40万円（一口当たり2025年度）◆月会費／3,300円（税込）会員1名あたり◆保険料出資額／年1回、毎年12月下旬に翌年分（1月1日から1年分）の保険料出資金を支払うことを契約する。保険料出資額は、2歳1月1日より競走馬保険（死亡保険）に加入します。例えば、2歳馬の場合、募集価格の100%が保険加入額になります。◆維持費出資金／出資馬の飼養管理費用（育成費、厩舎預託料、各種登録料・登録費、輸送費等）に相当するもので、2歳1月1日から会員の方の負担になります。維持費出資額は毎月一定ではなく月から月の維持費によって変動します。なお、支払義務発生後に出資申込を行った場合であつても、2歳1月分からの維持費出資額は適用して、会員が負担していただくなこととなり、初回の競走馬出資金と合わせてお支払いいただきます。請求の締日にについて、競走馬出資金は毎月20日締め、放牧中（牧場）は月末締めが一般的なため、請求が遅くなつてしまい費用などにより、通常月よりも維持費出資金が高くなる場合があります。また、GI出走登録料、輸送費用、治療費などにより、通常月よりも高くなる場合があります。◆当該出資馬の海外遠征・GIレース優勝等／海外遠征に際して生じた、輸送費・治療費・輸送等の帶向入件費、登録料等の経費については、当該出資馬の競走成績に関わなく会員に負担義務があります。また、GIレースに優勝した際に生じた祝賀費用については会員に負担義務があります。

